

イルミア®を使用される患者さま向けサイト 「イルミア®.jp」はこちら



本冊子の内容を動画などで
分かりやすくご覧いただける
WEBサイトです。



<https://jp.sunpharma.com/ilumya/patients/>

おすすめのコンテンツ



動画「イルミア®を使用される患者さまへ」

イルミア®での治療について動画でわかりやすく解説しています。



<https://jp.sunpharma.com/ilumya/patients/movie/>



イルミア®の治療費シミュレーション

あなたの治療費の目安を簡単に確認することができます。



<https://jp.sunpharma.com/ilumya/patients/simulation/>

医療機関名

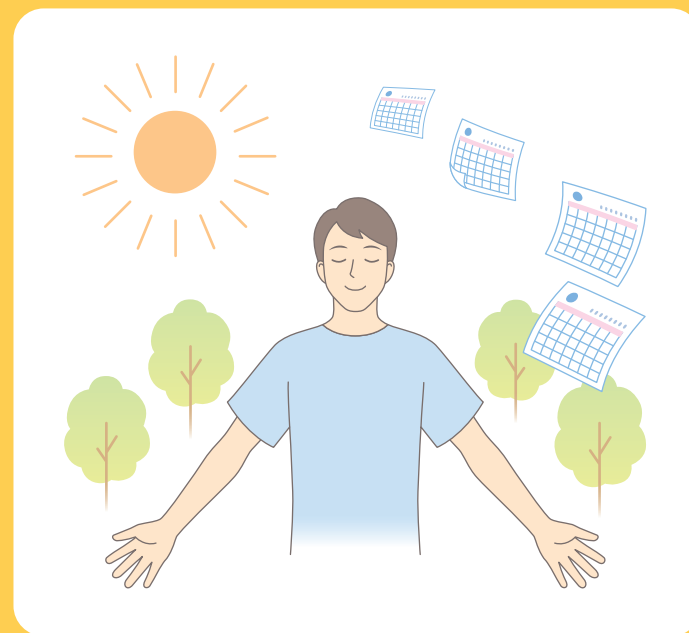
サンファーマ株式会社

2026年6月作成
ILM096HH66

イルミア®を使用される 患者さまへ

監修

いがらし皮膚科東五反田 院長 五十嵐 敦之先生



イルミア®を使用される患者さま向けサイト
「イルミア®.jp」はこちら



サンファーマ株式会社

イルミア®で治療をはじめめる患者さまへ

乾癬の治療では、塗り薬や飲み薬、光線(紫外線)療法に加えて、2010年から生物学的製剤と呼ばれる注射薬も用いられるようになりました。

生物学的製剤の開発にともない、現在では乾癬の治療目標は症状の改善にとどまらず、皮膚症状の消失や、乾癬の症状により生活が制限されない状態を目指すこと、という考え方に変わりつつあります。

イルミア®は、生物学的製剤の1つです。これから治療をはじめめる方は、気になることや不安なことがあるかと思います。この小冊子では、イルミア®での治療について解説していますので、ご覧になり、目標に向けて治療をすすめていただければ幸いです。

注射をする頻度は?
本数は?
(→p.6)

治療効果は
どのくらい経てば
わかるのだろうか?
(→p.6)

副作用は
出るのだろうか?
(→p.8,9)



もくじ

- 乾癬の治療と生物学的製剤 3
- イルミア®のはたらき 4
-乾癬の発症にかかわるたんぱく質(IL-23)をピンポイントで抑えます。
- 治療をはじめめる前にご確認ください 5
- イルミア®の治療スケジュール 6
-治療1年目は年5回、2年目以降は年4回、1回1本注射をします。
- 治療中に気をつけていただきたいこと 7
- イルミア®の主な副作用 8
-ふだんと違うと感じることがあれば主治医にご相談ください。
- イルミア®治療のQ&A 9
- イルミア®投与管理シート 11
- 高額療養費制度(治療費負担の軽減)について 13
- 高額療養費制度(多数回該当)について 17
- イルミア®で治療を行った場合の自己負担額の例 19
- 高額療養費制度の利用のしかた 21



乾癬の治療と生物学的製剤

乾癬は、免疫機能に異常をきたしやすい体質の人にさまざまな環境因子(不規則な生活や食事、ストレス、肥満、感染症、特殊な薬剤等)が加わることで、炎症が起こり発症すると考えられています。

乾癬の治療は、通常は塗り薬や飲み薬で原因となる炎症や皮膚の細胞の異常な増殖を抑えたり、光線(紫外線)療法で症状の改善を促したりすることからスタートします。

しかし、これらの治療で十分な効果が得られない患者さんには、注射薬である生物学的製剤による治療が行われます。

生物学的製剤は、乾癬の発症にかかわるたんぱく質(サイトカイン)のはたらきをピンポイントで抑えて症状を改善するお薬です。

イルミア[®]のはたらき

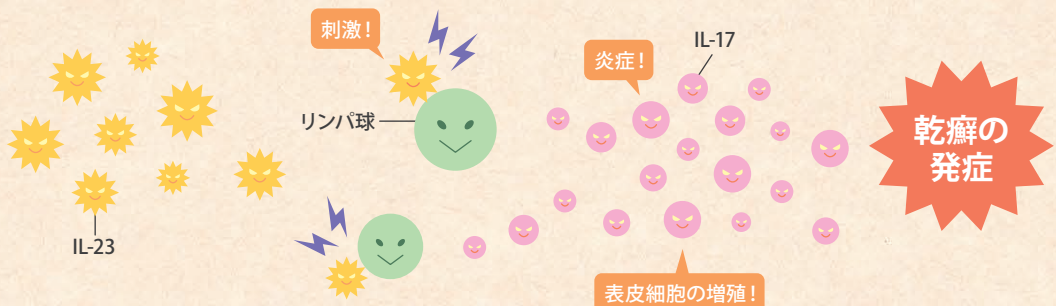
乾癬の発症にかかわる主なサイトカインは、IL-23、TNF- α 、IL-17であると考えられています。

IL-23はリンパ球を刺激してIL-17の産生を促しますが、イルミア[®]は、乾癬の患者さんで異常に増えているIL-23のはたらきを抑える生物学的製剤です。

リンパ球を介したIL-17の産生を減らすことで、皮膚等の症状を改善します。

乾癬の発症とサイトカイン

- ① サイトカインの1つであるインターロイキン23(IL-23)が異常に増える
- ② IL-23がリンパ球を刺激する
- ③ 刺激されたリンパ球が炎症を起こすサイトカイン(IL-17など)を生み出す
- ④ 炎症が起こり、皮膚の表皮細胞が異常に増える



イルミア[®]のはたらき

- ① イルミア[®]がIL-23を抑えて、リンパ球への刺激を止める
- ② リンパ球の活動が低下し、炎症を起こすサイトカイン(IL-17等)が減っていく
- ③ 炎症、皮膚の表皮細胞の増殖が抑えられる



治療をはじめる前にご確認ください

● イルミア®の治療を受けられるのは、下記の方です。

これまでの治療(塗り薬、飲み薬や紫外線を用いた治療)では十分な効果が得られなかった、尋常性乾癬の方

● 下記のいずれかに当てはまる方は、治療をはじめる前に担当医へご連絡ください。

感染症にかかっている方
(治療が感染症を悪化させる可能性があります。)

結核にかかったことのある方、もしくは現在治療中の方
(治療が結核を活動化させる可能性があります。)

妊娠している方、妊娠している可能性のある方
(治療ができない場合があります。)

授乳中の方
(授乳の継続、中止を検討する必要があります。)

イルミア®の成分に対して、過敏症を起こしたことのある方

イルミア®の治療スケジュール

イルミア®は、医療機関で定期的に皮下へ注射します。効果のあらわれ方には個人差がありますが、通常は治療開始後16週間以内に治療反応を判断します。



イルミア®の治療スケジュール

治療1年目は年5回、2年目以降は年4回、1回1本注射をします。



皮下注射をする部位

太もも、おなか、二の腕の外側等で、乾癬の症状がない部位を選んで注射をします。

治療中に気をつけていただきたいこと

サイトカインは体を守る免疫のはたらきも持っているため、イルミア®がそのはたらきを抑えることにより、治療中は細菌やウイルス等による感染症が起こりやすくなる可能性があります。

イルミア®の治療中は、以下のことに注意してください。

注射した当日

- 注射した部位を刺激しないようにしましょう。
- ごくまれに重い過敏症(アナフィラキシー等)が起こる可能性があるので、かゆみ、蕁麻疹、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しさ、心拍数の増加等の症状があらわれたらすぐに担当医へご連絡ください。

日常生活

- 感染症を予防するために、外出後は手洗い、うがいを行きましょう。

予防接種

- インフルエンザの予防のため、流行する前にインフルエンザワクチンを接種することが望ましいです。接種に関しては主治医にご相談ください。
- BCG、麻疹、風疹、おたふくかぜ、水ぼうそう等の生ワクチンの接種は避けましょう。また、带状疱疹のワクチンには、接種できるものとできないものがあります。接種が必要なときは、主治医にご相談ください。

他の医療機関の受診、他のお薬の使用

- 他の医療機関を受診するときや、薬局等でお薬を購入するときは、イルミア®を使用していることをお伝えください。

妊娠、授乳

- 妊娠、授乳を希望される方は、担当医にご相談ください。

イルミア®の主な副作用

イルミア®の治療により、必ずではありませんが副作用が起こる可能性があります。

体調の変化に気をつけて、ふだんと違うと感じることがあれば主治医にご相談ください。

主な副作用

- 感染症



発熱、さむけ



のどの痛み、頭痛



くしゃみ、鼻水

- 注射部位反応



注射した部位が赤くなる、痛みがある

特に注意が必要な副作用

- 重い感染症



発熱



咳が出る、息苦しさ



体のだるさ

イルミア®治療のQ&A

Q イルミア®の注射予定日に体調が悪くなった場合は、どうしたらよいですか？

A 担当医に連絡をし、どのような症状があり、それがいつ頃から起こっているのかをお伝えください。症状やその程度によって、治療が可能かどうか判断されます。

Q イルミア®の注射をした日に入浴してもよいですか？

A 注射当日の入浴は可能ですが、ナイロンタオル等で擦るなど、皮膚への刺激は避けるようにしましょう。

Q イルミア®の注射をすると、副作用が必ずあらわれますか？

A 副作用は必ず起こるものではありません。イルミア®によりかぜ等の感染症にかかりやすくなる可能性があります。日ごろから外出後の手洗い、うがい、体調管理を心がけることで予防が可能です。

特に注意が必要な副作用(p.8)についても、早めに気づいて主治医へ相談することで、安全に治療を継続することが可能です。

Q イルミア®による治療は、いつまで続ける必要がありますか？

A 治療をいつまで続けるかは、担当医にご相談ください。治療を止めることにより、治療で抑えられていた症状が再発することがありますので、自己判断で中止することは避けましょう。中止を検討する場合は、メリットとデメリットについて担当医とよく話し合っ決めていただくことが大切です。

Q 常用しているお薬があるのですが、イルミア®の治療中も服用を続けてよいですか？

A イルミア®による治療をはじめる前に、必ず担当医へ伝えて判断を仰いでください。

Q イルミア®による治療の費用はどのくらいかかりますか？

A 治療にかかる患者さんの負担額は、医療保険の自己負担割合等により異なります。イルミア®による治療費も含めた医療機関や薬局の窓口での支払い額が一定金額を超えると、「高額療養費制度(p.13-22)」が適用され、負担を軽減することができます。

*イルミア®を使用される患者さま向けサイト「イルミア®.jp」では、治療にかかる費用(目安)が分かるイルミア®の治療費シミュレーションをご用意しております。詳しくは、冊子裏面をご覧ください。

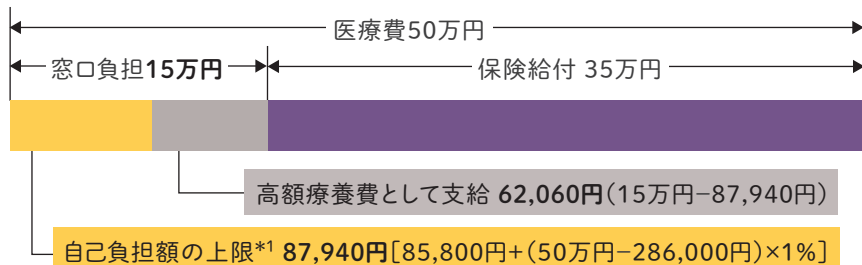
高額療養費制度(治療費負担の軽減)について

医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月(1日から末日まで)で自己負担額の上限を超えた場合に、超えた額が支給される「高額療養費制度」があります。自己負担額の上限は、年齢や所得により異なります(p.14-16)。

高額療養費制度は国で定められている制度で、どの公的医療保険に加入している方でも利用できます。

例1 Aさん32歳、年収約370万円～約770万円

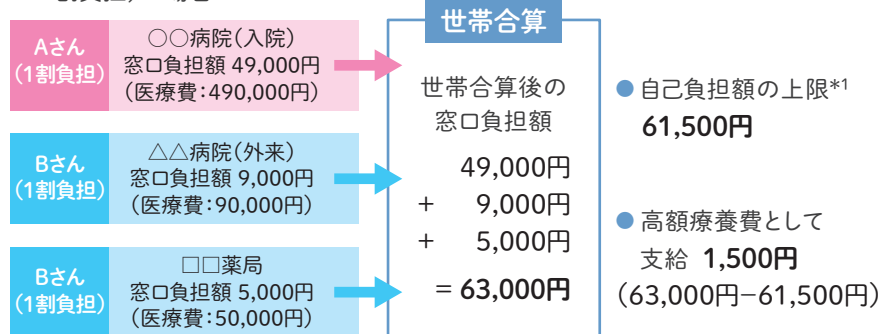
- 50万円の医療費がかかり、窓口での支払い額が15万円(3割負担)の場合



また、1回分の窓口負担では自己負担額の上限を超えなくても、複数の受診や、同じ世帯(同じ医療保険に加入している方に限る)の自己負担額を合算*2すると自己負担上限額を超える場合は、高額療養費として支給されます(世帯合算といいます)。

例2 Aさん76歳とBさん75歳が同じ世帯、年収～約370万円

- 2人で63万円の医療費がかかり、窓口での支払い額が合計63,000円(それぞれ1割負担)の場合



*1 2026年8月～2027年7月までの高額療養費制度に基づいて算出しています。2027年8月以降は制度改訂により上限額が変更されます。

*2 ただし、69歳以下の方については、21,000円以上の自己負担のみ合算されます。

2026年8月～2027年7月まで

● 69歳以下:自己負担額の上限

所得区分	ひと月の上限額(世帯ごと)	年単位の上限額
年収約1,160万円～ 健保:標報83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超	270,300円+ (医療費-901,000円)×1%	1,680,000円
年収約770万円～約1,160万円 健保:標報53万円～79万円 国保:旧ただし書き所得600万円～901万円	179,100円+ (医療費-597,000円)×1%	1,110,000円
年収約370万円～約770万円 健保:標報28万円～50万円 国保:旧ただし書き所得210万円～600万円	85,800円+ (医療費-286,000円)×1%	530,000円
～年収約370万円 健保:標報26万円以下 国保:旧ただし書き所得210万円以下	61,500円	530,000円*3
住民税非課税	36,900円	290,000円

● 70歳以上:自己負担額の上限

所得区分	ひと月の上限額		年単位の上限額
	外来(個人ごと)	(世帯ごと)	
年収約1,160万円～ 標報83万円以上/課税所得690万円以上	270,300円+ (医療費-901,000円)×1%		1,680,000円
年収約770万円～約1,160万円 標報53万円～79万円/課税所得380万円以上	179,100円+ (医療費-597,000円)×1%		1,110,000円
年収約370万円～約770万円 標報28万円～50万円/課税所得145万円以上	85,800円+ (医療費-286,000円)×1%		530,000円
～年収約370万円 標報26万円以下/課税所得145万円未満	22,000円 (年間上限216,000円)	61,500円	530,000円*4
住民税非課税	11,000円 (年間上限96,000円)	25,700円	290,000円
住民税非課税(所得が一定以下)	8,000円	15,700円	180,000円

*3 「年収換算～約200万円(健保:15万円以下、国保:86万円未満)」区分に該当することが確認できた患者さんは、年間上限41万円を適用し、2027年8月以降に償還払い。

*4 「年収換算～約200万円(健保:15万円以下、課税所得:28万円未満)」区分に該当することが確認できた患者さんは、年間上限41万円を適用し、2027年8月以降に償還払い。

付加給付制度について

企業などの健康保険組合や共済組合によっては、自己負担額が一定の額を超えた場合に、その超えた分が付加金として給付される「付加給付制度」がある場合があります。詳細については、ご自身が加入している公的医療保険の窓口にお問い合わせください。

2027年8月以降

● 69歳以下：自己負担額の上限

所得区分	ひと月の上限額(世帯ごと)	年単位の 上限額
年収約1,410万円～約1,650万円 健保：標報103万円～121万円 国保：旧ただし書き所得1,110万円～1,356万円	303,000円+ (医療費-1,010,000円)×1%	
年収約1,160万円～約1,410万円 健保：標報83万円～98万円 国保：旧ただし書き所得901万円～1,110万円	270,300円+ (医療費-901,000円)×1%	
年収約1,040万円～約1,160万円 健保：標報71万円～79万円 国保：旧ただし書き所得809万円～901万円	209,400円+ (医療費-698,000円)×1%	1,110,000円
年収約950万円～約1,040万円 健保：標報62万円～68万円 国保：旧ただし書き所得679万円～809万円	194,400円+ (医療費-648,000円)×1%	
年収約770万円～約950万円 健保：標報53万円～59万円 国保：旧ただし書き所得600万円～679万円	179,100円+ (医療費-597,000円)×1%	
年収約650万円～約770万円 健保：標報44万円～50万円 国保：旧ただし書き所得410万円～600万円	110,400円+ (医療費-368,000円)×1%	530,000円
年収約510万円～約650万円 健保：標報36万円～41万円 国保：旧ただし書き所得313万円～410万円	98,100円+ (医療費-327,000円)×1%	
年収約370万円～約510万円 健保：標報28万円～34万円 国保：旧ただし書き所得210万円～313万円	85,800円+ (医療費-286,000円)×1%	
年収約260万円～約370万円 健保：標報20万円～26万円 国保：旧ただし書き所得127万円～210万円	69,600円	410,000円
年収約200万円～約260万円 健保：標報16万円～19万円 国保：旧ただし書き所得86万円～127万円	65,400円	
～年収約200万円 健保：標報15万円以下 国保：旧ただし書き所得86万円未満	61,500円	410,000円
住民税非課税	36,900円	290,000円

● 70歳以上：自己負担額の上限

所得区分	ひと月の上限額		年単位の 上限額
	外来(個人ごと)	(世帯ごと)	
年収約1,650万円～ 標報：127万円以上 課税所得：1,107万円以上	342,000円+ (医療費-1,140,000円)×1%		1,680,000円
年収約1,410万円～約1,650万円 標報：103万円～121万円 課税所得：900万円以上	303,000円+ (医療費-1,010,000円)×1%		
年収約1,160万円～約1,410万円 標報：83万円～98万円 課税所得：690万円以上	270,300円+ (医療費-901,000円)×1%		
年収約1,040万円～約1,160万円 標報：71万円～79万円 課税所得：614万円以上	209,400円+ (医療費-698,000円)×1%		1,110,000円
年収約950万円～約1,040万円 標報：62万円～68万円 課税所得：504万円以上	194,400円+ (医療費-648,000円)×1%		
年収約770万円～約950万円 標報：53万円～59万円 課税所得：380万円以上	179,100円+ (医療費-597,000円)×1%		
年収約650万円～約770万円 標報：44万円～50万円 課税所得：280万円以上	110,400円+ (医療費-368,000円)×1%		530,000円
年収約510万円～約650万円 標報：36万円～41万円 課税所得：203万円以上	98,100円+ (医療費-327,000円)×1%		
年収約370万円～約510万円 標報：28万円～34万円 課税所得：145万円以上	85,800円+ (医療費-286,000円)×1%		
年収約260万円～約370万円 標報：20万円～26万円 課税所得：57万円以上	28,000円 (年間上限216,000円)	69,600円	410,000円
年収約200万円～約260万円 標報：16万円～19万円 課税所得：28万円以上		65,400円	
～年収約200万円 標報：15万円以下 課税所得：28万円未満	22,000円 (年間上限216,000円)	61,500円	410,000円
住民税非課税	13,000円 (年間上限96,000円)	25,700円	290,000円
住民税非課税(所得が一定以下)	8,000円	15,700円	180,000円

多数回該当について

「多数回該当」とは？

直近12か月の間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目からは自己負担上限額がさらに引き下がるという仕組みです。

2026年8月～2027年7月まで

● 69歳以下：4回目以降の自己負担額の上限

所得区分	4回目以降
年収約1,160万円～	140,100円
年収約770万円～約1,160万円	93,000円
年収約370万円～約770万円	44,400円
～年収約370万円	44,400円
住民税非課税	24,600円

● 70歳以上：4回目以降の自己負担額の上限

所得区分	4回目以降
年収約1,160万円～	140,100円
年収約770万円～約1,160万円	93,000円
年収約370万円～約770万円	44,400円
～年収約370万円	44,400円
住民税非課税	24,600円
住民税非課税(所得が一定以下)	—

申請方法は加入している医療保険によって異なります。
詳しくは、加入している医療保険の問い合わせの窓口(p.22)へお問い合わせください。

2027年8月以降

● 69歳以下：4回目以降の自己負担額の上限

所得区分	4回目以降
年収約1,650万円～	
年収約1,410万円～約1,650万円	140,100円
年収約1,160万円～約1,410万円	
年収約1,040万円～約1,160万円	
年収約950万円～約1,040万円	93,000円
年収約770万円～約950万円	
年収約650万円～約770万円	
年収約510万円～約650万円	
年収約370万円～約510万円	44,400円
年収約260万円～約370万円	
～年収約200万円	34,500円
住民税非課税	24,600円

● 70歳以上：4回目以降の自己負担額の上限

所得区分	4回目以降
年収約1,650万円～	
年収約1,410万円～約1,650万円	140,100円
年収約1,160万円～約1,410万円	
年収約1,040万円～約1,160万円	
年収約950万円～約1,040万円	93,000円
年収約770万円～約950万円	
年収約650万円～約770万円	
年収約510万円～約650万円	
年収約370万円～約510万円	44,400円
年収約260万円～約370万円	
～年収約200万円	34,500円
住民税非課税	24,600円
住民税非課税(所得が一定以下)	—

イルミア®で治療を行った場合の自己負担額の例

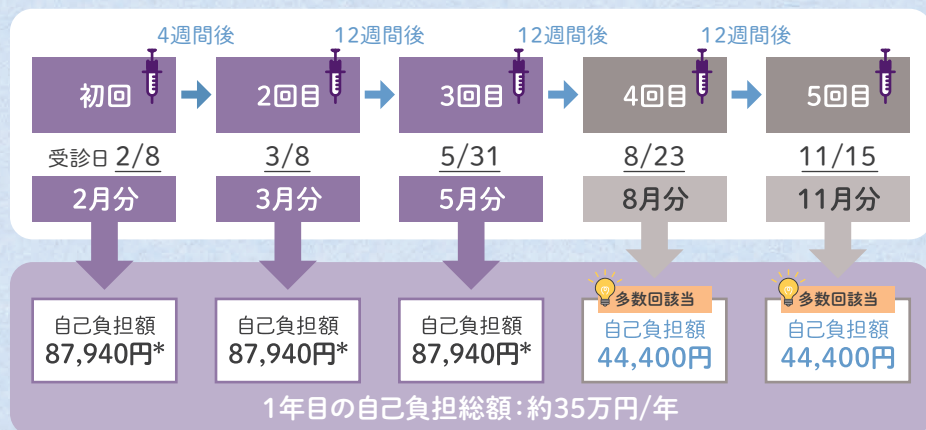
2026年8月～2027年7月まで



例:Aさん(32歳)の場合:年収 約370万円～約770万円

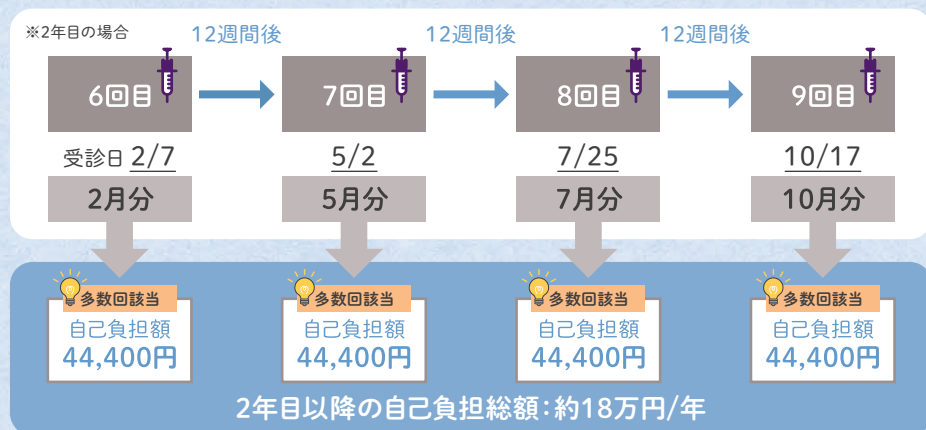
1回受診時の医療費が50万円*かかり、
窓口での支払い額が15万円(3割負担)で高額療養費制度を利用した場合

1年目



*1年目の3回目までは実施した検査等により、自己負担額が増減する可能性があります。

2年目以降



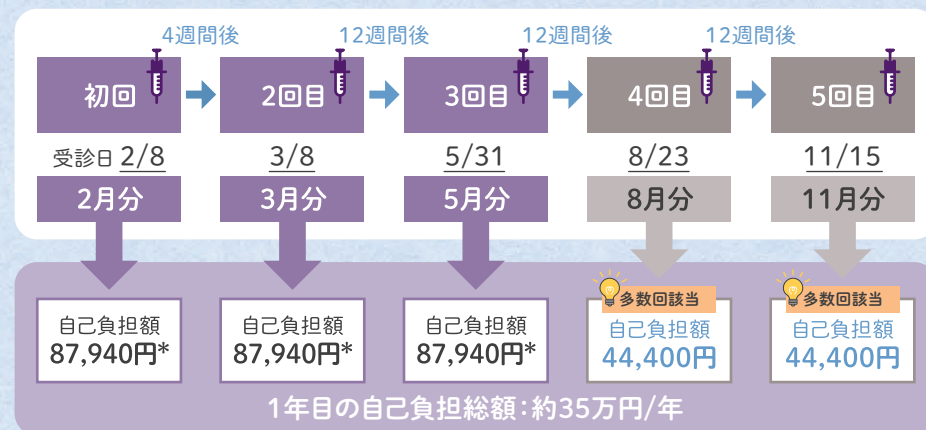
2027年8月以降



例:Aさん(32歳)の場合:年収 約370万円～約510万円

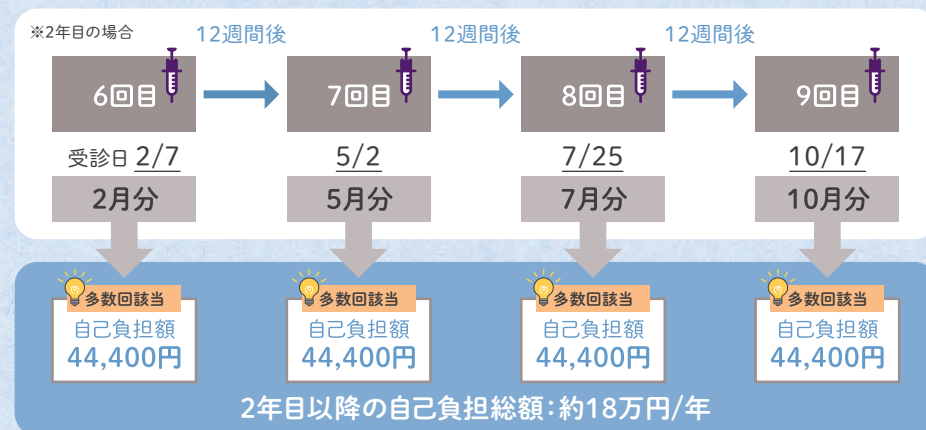
1回受診時の医療費が50万円*かかり、
窓口での支払い額が15万円(3割負担)で高額療養費制度を利用した場合

1年目



*1年目の3回目までは実施した検査等により、自己負担額が増減する可能性があります。

2年目以降



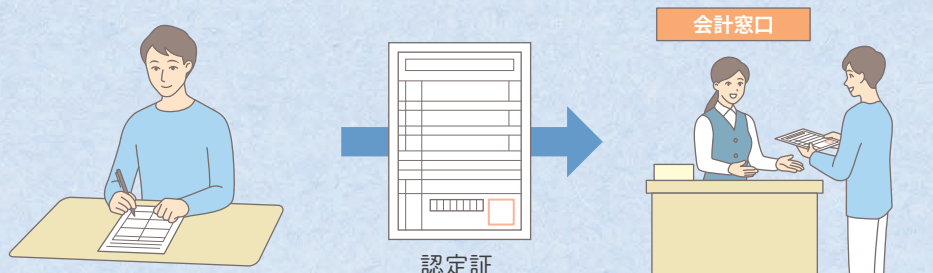
高額療養費制度の利用のしかた

高額療養費制度を利用するには、以下の方法があります。

① 認定証により窓口での支払いを自己負担限度額までにする

ご加入の公的医療保険から、支払い前に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、支払いの際に提示することで、支払い額を自己負担限度額までにとどめることができます。

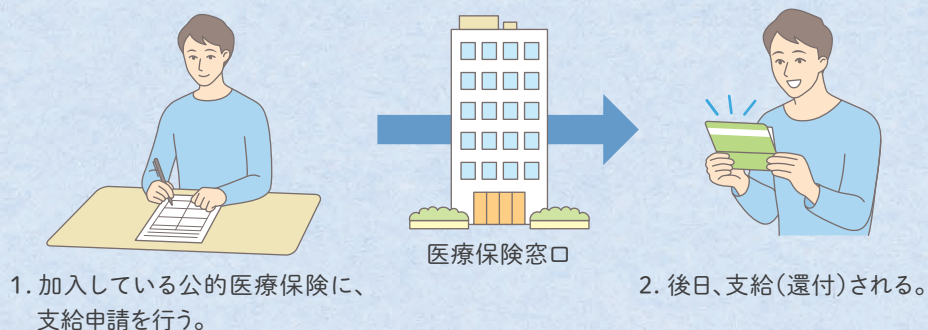
なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関では、「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。



② 窓口で支払いをした後に支給の申請をする

ご加入の公的医療保険に、高額療養費の支給申請書を提出または郵送することで支給(還付)を受けることができます。

どの公的医療保険に加入しているかは、資格確認書で確認できます。



高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページ「高額療養費制度を利用される皆さまへ」をご覧ください。ご加入の公的医療保険の窓口にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ「高額療養費制度を利用される皆さまへ」(2026年5月閲覧確認)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/juuyou/kougakuiryuu/index.html

ご加入の公的医療保険の確認

公的医療保険には、主に5つの種類があります。ご自身の加入している公的医療保険は、マイナポータルにログインまたは資格確認書で確認できます。

- 国民健康保険
- 協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)
- 組管掌健康保険
- 共済組合
- 後期高齢者医療制度

問い合わせの窓口(保険者の窓口)

- 国民健康保険、後期高齢者医療制度
→ 市区町村役所、後期高齢者医療広域連合
- 協会けんぽ
→ 協会の各都道府県支部
- 組管掌健康保険、共済組合
→ ご加入の健康保険組合、共済組合